

飯島中学校地域防災拠点ガイドンス

2025年4月20日

令和7年度運営委員長
(エコヒルズ横浜自治会)

井尾 博文

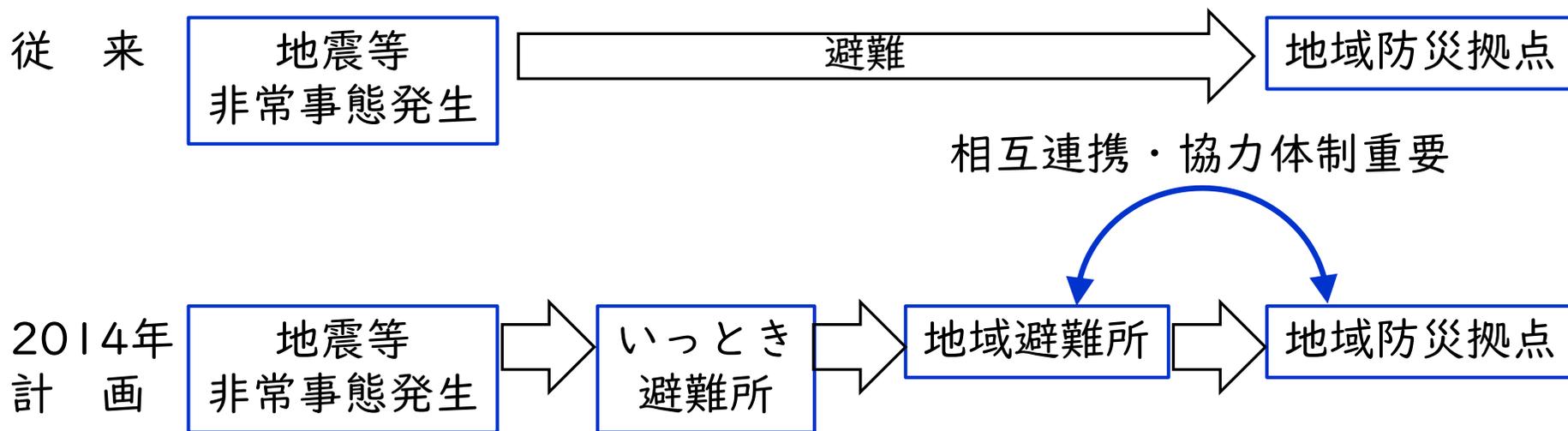
栄区防災計画（2014年）

改正 2019
2023
2024

★ 基本的な考え方

「自分の命は自分で守る（**自助**）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（**共助**）」
・・・「公助」ありきではない！

⇒ 単位自治会町内会、地域防災拠点が果たすべき役割が大きい



- いっとき避難所**：自治会町内会が事前に選定する任意の避難場所。
広域避難場所や地域防災拠点等へ避難する前に一時的避難し、
災害状況を確認する場所
- 地域避難所**：自治会町内会単位で選定する避難所。
- 地域防災拠点**：地震により住宅を失い又は破損等により居住することができなくなった方が避難する場所

飯島中学校地域防災拠点構成自治会の体制

| 自治会町内会名 | 該当世帯数 | いっとき避難場所 | 地域避難所 |
|-------------|-------|-----------------|--------------------|
| 飯島町内会 | 926 | 公園・駐車場等約100箇所 | 飯島町内会館・ 中学校 |
| 飯島ひかりが丘自治会 | 324 | 公園2箇所 | 自治会館 |
| 芙蓉台自治会 | 113 | 旧豊田高校前道路 | 飯島コミュニティハウス |
| NC本郷台自治会 | 167 | 三宮公園 | マンション管理棟 |
| エコヒルズ横浜自治会 | 163 | 飯島下坂公園 | マンション管理棟 |
| ワンダースケープ自治会 | 411 | | マンション管理棟 |
| 総世帯数 | 2104 | (2024/08情報に基づく) | |
| 推定人数 | 約6300 | | |

◎ 所掌が決められたことにより、地域防災拠点の使命が変わった。

⇒ 個々の理解と認識を改めることが第一歩！

防災拠点の協議・訓練結果を各自治会町内会へのフィードバックが重要

◎ 飯島中学校地域防災拠点の特徴

飯島町内会の**地域避難所**として**先行開設** ⇒ **地域防災拠点に移行**

スムーズな運営移行が重要！

「災害時生徒用備蓄食糧」使用に関する覚書

甲（横浜市立飯島中学校）と乙（飯島中学校地域防災拠点運営委員会）は、飯島中学校生徒用の災害時備蓄食糧の使用に関して、下記の事項に関して合意した。

－ 記 －

1. 甲は、学校内に生徒不在の状況（夜間、祝祭日、夏・冬・春季休暇等）において、大規模な地震等の災害が発生した際に、乙に対して、校舎内防災備蓄庫に保管する「災害時生徒用備蓄食糧」の使用を人道上の観点から承認する。
2. 乙は、非常時に「災害時生徒用備蓄食糧」を使用した際には、使用した相当数を、後日、現物において補填する。
3. 本覚書は、どちらかが合意事項の継続中止を申し出ない限り、自動的に更新継続されるものとする。
4. 以上を合意した証として、本書面を 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各々 1 通を所持する。

平成 28 年 9 月 11 日

甲 横浜市立飯島中学校

校長 和久井 清司



乙 飯島中学校地域防災拠点運営委員会

井尾 博文



飯島中学校地域防災拠点の体制

☆ 運営委員会とは・・・

| | |
|-------------------|---|
| 運営委員長 | 1 |
| 副委員長 | 2 |
| 書記 | 1 |
| 会計 | 1 |
| 会計監査(兼務) | 2 |
| 班長・副班長 | 8 |
| 委員兼務班員 (会計監査除) | 5 |
| | |

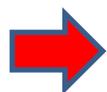
運営委員会 22人
(方針等決定機関)

*副委員長のうち1人は、飯島町内会より選出
(但し、委員長が飯島町内会の場合を除く)
～2015年度より～

◎ 諸訓練・非常時には運営委員が、防災拠点運営を指揮(リード)する。

避難者と一緒に(くだけた表現でいうと、避難者を使って)運営する。

防災拠点の役員(運営委員+班員)がホスト役、避難者がゲスト役ではない!



各自治会町内会を通じて、**地域住民に対する意識づけ**が必要

機能班の役割

| 機能班 | 役割 |
|--------|--|
| 庶務班 | 避難所開設・運営に関する総合調整。避難者リストの作成 避難所の秩序やルールに関する事項の作成 |
| 情報・広報班 | 各種情報（避難者数など当防災拠点内の情報、周囲の拠点 の情報、交通機関の状況など）の管理 |
| 救出・救護班 | 救出救護に関する事項（負傷者の拠点内移動）、負傷者の 医療機関/福祉避難所への搬送に関する事項 トイレの設置 |
| 食糧・物資班 | 備蓄食糧、救援物資の管理と町内会自治会を窓口への配布 （直接の個別配布は原則実施しない） |
| （中学生） | 各班に配備 |

*行政が作成している行動班の役割：

「備蓄品管理・リスト作成」は、食糧物資班の役割となっているが、**当防災拠点では、「運営委員全員」の役割としている。**

同じく、「避難者名簿作成」は、情報班の役割となっているが、**庶務班の役割としている。**

*中学生への協力依頼内容は、発災時間・状況等により若干変更あり。

但し、**安全確認・確保ができていて、校長先生の了解が取れていることが前提。**

地域避難所（横浜市防災計画の任意的避難所に該当）

- ・方針：原則として市内で震度5強以上の地震が発生した場合、施設管理者等は、避難者を受け入れられるように準備する。
- ・取組：①被災状況把握、要援護者の安否確認など実施。
②前記①結果の区役所への報告。
③時間の経過により、自宅へ戻る、地域防災拠点へ移る等の判断。



**自治会町内会単位の判断：単位組織の防災力が弱ければ、
地域防災拠点の負荷が大きくなる**

- ・役割：①自宅の倒壊や火災などにより自宅で生活し続けることが困難な場合に、災害の初期や小規模の災害時に活用する場所。
②自宅付近で火災、がけ崩れの発生又は発生するおそれのある場合、栄区長などから避難勧告等が発せられた場合に、安全が確認できるまで避難する場所。
③ライフラインの停止などにより、情報が不足し不安になる場合、災害時要援護者の安否を確認する場所。

地域防災拠点

- 方針：市内で1か所以上で震度5強以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、被災の有無に関わらず、全ての地域防災拠点を開設。
☆風水害時の「避難所」としての開設。（2014年より）
⇒ 2021年災害対策基本法の部分改正を受けて、22年度以降避難所立上げは行政
- 取組
 - 短期的
 - ①災害により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行い、また、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が、物資や情報を入手。
 - ②原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従う。（被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れる。）
 - 中長期的
 - ③避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間。（中学校の運営に支障のない範囲及び期間とするように配慮）
 - ④自宅で被災生活を送る被災者、公的避難場所以外の地域避難所や任意設置の避難場所で被災生活を送る避難者の情報・物資収集、提供及び配付等の拠点。

風水害時の避難場所

区役所HP最終更新日 2024年3月1日

| 対象 ハザード | 開設基準 | 開設拠点 |
|------------|---------------------------|--------------------------|
| 河川 | 警戒レベル3（高齢者等避難） | 笠間小学校、千秀センター |
| | 警戒レベル4（避難指示） | 飯島中学校 |
| 土砂 | 警戒レベル3、4、横浜市南部に土砂災害警戒情報発令 | 笠間小学校、庄戸小学校、桂公田町会会館 |
| | 特別警報の発表、または発表が見込まれる場合 | 上記に、桜井小学校、本郷台小学校、桂台中学校追加 |

- ・ 避難場所には、ペットに関する備蓄はありません。ケージ、フード、ペットシート、薬等必要なものはすべて持参してください。
- ・ ペットは指定された一時飼育場所で必ずケージに入れて管理してください。避難場所では人とペットは別々の避難生活となり、避難者のいるスペースへのペットの持込はできません。
- ・ ペットへの負担を少しでも軽減するため、ペットホテルの利用や親戚・知人宅への避難等も事前に検討しましょう。

(注) 受け入れ可能なペットは、犬や猫、その他小動物（小鳥・うさぎ・ハムスターなど）です

地域防災拠点（続き）

- 役割：①自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告。
- ②地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等との調整。
- ③情報や物資の提供等が不要となった場合の、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等への連絡。

2017年以降追加要請されていること

⇒ 知っておく必要はあるが、全ての対応に備えるとは考えていない。
優先順位を考慮する。

- ①避難長期化への対応強化（ボランティア受け入れ体制準備構築含む）
- ②女性、高齢者、障がい者など、災害弱者への配慮。
- ③ペット帯同避難者への飼育スペース確保。
- ④新設設備の導入対応
固定ガスボンベ庫、はまっ子トイレ、Wi-fi・・・
- ⑤コロナ感染を踏まえた開設
赤字は、対応済

飯島中学校地域防災拠点運営委員会の活動

Ⅰ 平常時の活動

〈避難所運営〉

- ・ 災害発生時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ、及び（教室を使用した際の）運営マニュアルの作成
- ・ 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会、講習会の開催
- ・ 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加

〈周辺環境〉

- ・ 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認

〈人材育成〉

- ・ 訓練等を通じた地域での防災リーダーの育成

〈連携〉

- ・ 地域の各種団体との連携
- ・ 自治会町内会との連携
- ・ その他、地域防災力の向上に必要な事項（DIGによる判断力）

赤字：未着手事項

青字：着手済事項

緑字：2015実施

紫字：2016実施

2 災害発生時の主な活動

〈避難所運営〉

- ・ 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- ・ 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導
- ・ 防災資機材等を活用した救出・救護
- ・ 避難者の中で、負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- ・ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- ・ 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し
- ・ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ・ 地域避難所等への情報提供、救援物資の要請受付
- ・ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握、情報提供

生徒備蓄品利用に関する覚書、
町内会自治会単位の配布

2019年以降
必要資材の購入
対応（テント）

17年以降、順次簡易方法
に見直し⇒ハイゼックス
炊飯に落ち着き

〈連携〉

- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 自治会町内会との連携
- ・ その他必要な事項

赤字：未着手事項

青字：着手済事項

緑字：2015実施

紫字：2016実施

茶字：2019～

*単に作業ができることではなく、「怪我しないように安全に配慮した」
作業ができることが重要。

行政の地域防災拠点開設イメージ

◎震度5強以上の地震発生

地域防災拠点の動き

発生後1時間

避難所の開設準備

- ・運営委員の参集 ・避難者に協力の呼びかけ
- ・体育館、トイレ、ライフライン、防災備蓄庫の確認
- ・避難者受付の設置、避難者カード、集計用ボードの準備

発生後3時間

区本部への防災拠点開設連絡完了・避難者受入 生活基盤の形成

- | | | |
|------------|---------|----------|
| ◇避難者の班分け | ◇区本部に連絡 | ◇飲料水の確保 |
| ◇区割り指示 | ・避難者数集計 | ◇トイレ対策 |
| ◇ゴミ分別準備 | ・負傷者数集計 | ◇物資の配布 |
| ◇未使用室の明示 | ・死者情報集計 | ◇食料の持ち寄り |
| ◇専用スペースの確保 | ・備蓄物資情報 | ◇炊き出しの準備 |
| 高齢者 | ・周辺被害情報 | ◇停電対策 |
| 障害者 | ◇情報収集 | |
| ◇避難所ルール | | |

発生後1・2日

避難所運営開始

☆イメージ通りには、開設できない

| | 1時間後 | 3時間後 | 1日後以降 |
|-----------|---|---|---------------------|
| 行政のイメージ | 避難所の開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員参集 ・避難者に協力呼かけ ・体育館、トイレ、ライフライン、防災備蓄庫の確認 ・避難者受付の設置、避難者カード、集計用ボードの準備 | 区本部への防災拠点開設 連絡完了・避難者受入 生活基盤の形成 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 区本部に連絡 ◇ 避難者の班分け ◇ 飲料水の確保 ・ 避難者数集計 ◇ 区割り指示 ◇ トイレ対策 ・ 負傷者数集計 ◇ ゴミ分別準備 ◇ 物資の配布 ・ 死者情報集計 ◇ 未使用室の明示 ◇ 食料の持ち寄り ・ 備蓄物資情報 ◇ 専用入^ろ-^ろの確保 ◇ 炊き出しの準備 ・ 周辺被害情報 高年齢者 ◇ 停電対策 ◇ 情報収集 障害者 ◇ 避難所ルール | 避難所 運営開始 |
| 町内会自治会の実態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域避難所の開設準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域避難所運営開始？ 防災拠点避難の判断？ | <p>．．．</p> |

***時間軸に大きなずれ** ⇒ 町内会自治会の防災体制を準備する人と地域防災拠点の準備する人は別という認識（行政）

⇒ 実際は、自治会町内会の防災担当≒地域防災担当

飯島中学校地域防災拠点に則した開設・訓練

2015年度以降実施事項

目標：

立地条件、リスク、構成する自治会町内会の現状と特徴を踏まえた独自の**飯中方式防災拠点開設マニュアルの骨子**を作成し、直近で震災等が発生しても対応できる体制を構築する。

方策：

①飯島町内会の地域避難所運営から、地域防災拠点への移行を前提に、2013年に行政が作成・配布した拠点開設マニュアルを参考としながら優先度を勘案して抽出し、おおまかなアクションプランを立てる。

②DIG（図上訓練）を利用して、役割の確認と基本的行動を身につける。



結果：計画立案し、**実行できることは確認できた。**

実行できる人の裾野を広げること・・・定形活動の**マニュアル化**
24年度にようやく**全ての班の**
プロトタイプマニュアル完成

住民を差配する力量を向上させること・・・危機管理に関する理解力
（安全を担保して差配する）想像力を向上させる

2016年以降の拠点開設初動訓練

タイムライン・シナリオを作成し、各班が同時進行する実践型訓練の導入

◎統括班：

*統括班は
2020年廃止

- ①開錠・安全確認
- ②各班の作業場所確認把握
- ③中学生の協力依頼・役割配置
- ④各班進捗状況確認と
不足人員の再配置
- ⑤避難者への協力要請と
各班への配置

◎庶務班：

- ①本部・受付設営
- ②腕章準備・配布
- ③一般参加者受付・避難者名簿作成
- ④負傷者把握・リスト作成
- ⑤避難者エリア・負傷者エリア確保
- ⑥避難者総数集約

◎情報広報班：

- ①携帯電話開設
- ②（デジタル無線アンテナ準備）
- ③区役所への報告（①を利用）
- ④特設公衆電話開設
- ⑤どこでもシート等による連絡周知

◎救出救護班：

- ①組立トイレ、発電機、投光機準備
- ②担架による負傷者搬送

◎食糧物資班：

- ①炊き出し おにぎり&味噌汁
（スーパーかまど、LPガス使用）

◎本部：

- ①全体活動指示・最適化

★「班員と避難者」を動かす訓練がなかなかできない。

2023・24年度の状況

要請事項は増加の一方だが、設備環境・各自治会町内会の現状（選出役員の多くは毎年変更される、自治会町内会内での技術伝承ができない）を踏まえると、
積み上げ式訓練での機能拡張（継続的にできることを増やすこと）は不可能。



行政が要請する内容/程度を理解した上で、優先順位を踏まえて、当拠点が目標とするレベルを明確にした上で訓練等を進める。

短期的避難を対象とした訓練に限定し、中・長期的避難を対象とした訓練は、内容を協議し、方針を定めておくことに留める。

*24年度目標（23年度と同じ）

- ・各班の基本事項（活動）の手順確認し作業/操作を実行できる。
 - ・各班の開設初動マニュアルを修正/ブラッシュアップさせる。
- ⇒ 若干時間的には計画以上を要したが、ほぼ計画通り完了

23・24年度決定事項(マニュアルに反映済)

| アイテム | 横浜市記載内容等/現状 | 対処 |
|-------------|---|--|
| ペット 避難受入 | ペット同行避難者の受入れ ・ケージ、食料等を持参の上 ・ペット用小型テントが 配備されている ⇒ 設置場所のみ決めて、 対応可能としている 拠点がほとんど | 最低限の対応 ・ テントを屋外設営 (24年度；武道場前) ・ 大型犬はNG、 <u>ケージ持参</u> の 中・小型ペットのみ (犬、猫のみ) |
| 不調者 対応 | 発熱者隔離、 基準体温37.5℃ | 受付前に検温、37℃以上（自動 検温）は、体育館入出させない ⇒ 一次隔離場所で体温計にて 自己検温⇒37℃以上隔離場所 に移動、 37℃未満は、体育 館受付に戻る コロナ陽性自己申告者の扱い ⇒ 擬陽性者と同じ隔離 |

| アイテム | 横浜市記載内容等/現状 | 対処 |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 要援護者 避難受入 | 高齢者、援護を必要とする 避難者受入れ ⇒ 福祉避難所 | 一旦受入れ後、ケアプラザに 搬送（道路状況にもよるが） 車両搬送 迎いの車は期待できない |
| はまっこ トイレ | 使用方法は 各拠点に任されている | 設置対応は、3日以上拠点開設 を継続しなければならない状況 になったところで設置する。 其れまでは、ディスプレイの 簡易トイレとベンクイックの 併用 |
| 拠点開設 基準 | | 本部役員：最低3人 各班：最低2人（OB含む） *人数が足りない時は活動開始 を見合わせる |

2025年度の計画

- ①24年度に作成し、総合訓練後の反省を含めて修正した
プロトタイプマニュアルを基に、検証訓練を行う。
- ②検証の過程で不具合を発見した際は、最適な修正方法を再検討し、
マニュアルのブラッシュアップに繋げる。

次年度の防災拠点メンバーが、より安全に、かつ、分かり易い
マニュアルにしてゆくことが皆さんの役割。

25年度計画（案）

- ・ 訓練日は、原則第3日曜日 9：30
- ・ 無線訓練を実施（2回）。

2回で不十分と感じる班は、班の月例訓練に自主的に組み込む。

| 日時/場所 | 参加者 | 審議・訓練事項 | 備考 |
|------------------------|------------|---|-----------------|
| 4月20(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 参与 | ◇令和7年度定期総会 ・ 令和6年度活動報告、決算報告、監査報告 および、それらの承認 ・ 令和7年度運営委員承認 ・ 令和7年度事業計画案、予算案の審議、および承認 ◇飯島中学校地域拠点防災のガイダンス | 組織表、 連絡体制確認 |
| 5月18日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 参与 | ・ 無線取扱訓練 ・ 備蓄庫確認 ・ 各班マニュアル、関連防災備品確認 (班長・副班長) | 無線機持参 |
| 5月20日(火) 栄区役所 | 運営委員長 | 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 | |
| 6月15日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 参与 | ・ 各班マニュアル、関連防災備品確認 前月の継続 (班長・副班長) ・ ハマッコトイレ設置手順視聴 (設置訓練) | 後日、リスト データ提出 |

25年度計画 (案)

・一般班員も

7～10月は参加。

⇒ 全員

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------|---|------------|
| 7月20日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 各班班員 参与 | <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインに基づく総合訓練の紙面訓練 ・無線取扱訓練 ・前年度総合訓練の再確認 | 無線機持参 |
| 8月17日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 各班班員 参与 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練想定各班ごとの訓練 (手順・資機材等取扱確認) ・期限切れ備蓄品更新整理 | |
| 9月21日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 各班班員 参与 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練想定各班ごとの訓練 (手順・資機材等取扱確認) ・期限切れ備蓄品更新整理 | |
| 10月19日(日) 9:00 飯島中学校 | 運営委員・班員、参与、地域住民、(中学生) | <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練 (地域住民参加、炊き出し訓練実施) | 各班、訓練報告書提出 |
| 11月16日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 参与 | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練振り返り、改善点確認 ・検討事項協議 ・残予算使途協議 | |
| 令和7年 2月15日(日) 9:30 飯島中学校 | 運営委員 参与 | <ul style="list-style-type: none"> ・次年度運営体制確認 ・会計監査 | |